

## (分野名) 4 農山漁村における男女共同参画の確立

## (施策名) (1) あらゆる場における意識と行動の変革

## 1 主な施策の取組状況及び評価

「個」としての主体性の確保や固定的な役割分担意識の是正を図るため、国、都道府県、市町村段階において、農村地域の女性・男性のほか、農業委員会、JA等関係団体や、リーダー的な女性農業者を対象に、男女共同参画関係の啓発資料の作成・配付、研修、シンポジウム等を通じ、啓発活動を行っている。

社会的な機運の醸成・高揚を図るため、3月10日を「農山漁村女性の日」と定め、全国段階における記念行事を開催するとともに、各地域段階においても記念行事を開催している。

また、都道府県や市町村の男女共同参画を促進する観点から、平成11年に、農林水産省の補助事業の採択に当たって、男女共同参画社会の経営に向けた取組を留意事項とすることを盛り込んだ「農山漁村男女共同参画推進指針」を示している。

調査研究、研修、統計等における取組の充実を図り、家事を含めた女性の労働の実態、女性の参画に必要な条件等の把握を行うとともに、男女共同参画社会の形成への理解を深めるための研修の実施、参画促進に向けた先進的取組事例、制度や支援策などに関する情報提供を行っている。

## (調査・統計)

- ・女性農業者の地位向上に関する実態調査(H12.4.26 農林水産省農産園芸局婦人・生活課調べ)
- ・農村における男女共同参画に関する意向調査(H13.2.16 農林水産省統計情報部)
- ・女性の経営参画促進に関する法人実態調査(H13.10.19 農林水産省経営局女性・就農課調べ)
- ・農業構造動態調査 地域就業等構造調査
  - 女性の就業構造・経営参画状況調査 - (H15.7.1 農林水産省統計部)

## (情報提供)

- ・農山漁村と農林水産業における男女共同参画を推進するため、平成15年度から、毎月一回、希望する全ての方に直接電子メールで、男女共同参画関係のイベント・研修・施策等に関する情報を提供する「農山漁村男女共同参画ミニミニニュース」を発信している。
- ・できるだけ多くの女性農業者に早期に、男女共同参画関連情報を届ける観点から、平成16年度より、メールを活用し、農林水産省から県、市町村、普及センター、JA、農業委員会等に対する直接的な情報提供を行う「情報伝達『草の根』運動」を行っている。
- ・農山漁村女性が抱えている問題の現状把握のため、平成16年度に、施策、制度等に関する農山漁村女性からのメール、FAXによる提案窓口を設置している。

## 2 今後の方向性、検討課題等

意識と行動の変革のためには、引き続き、各主体が、各層に対して啓発活動を展開していく必要がある。特に、地域の指導的立場の者、地域で男女共同参画の推進のために活動できるリーダー的な女性農業者に対する普及啓発の実施、女性の活躍分野に応じた適切な情報提供の実施など、男女共同参画を効果的に推進するための取組が必要である。

また、女性起業の活発化により、農業経営、地域活動における女性の役割の重要性が広く認識されつつあり、結果として、地域における男女共同参画意識の向上につながっている。このため、起業をはじめ、あらゆる場面における女性の参画を促進するため、研修の充実、女性のための施策・支援策に関する情報提供の強化を図る必要がある。

## 3 参考データ、関連政策評価等

別紙参照

# 農山漁村女性の日実施要綱

制 定 昭和63年2月12日 63農蚕728号  
一部改正 平成13年1月6日 12農産9011号

## 1 趣旨

女性は、農業就業人口の6割を占めるなど、農林水産業の重要な担い手であり、経営において果たしている役割は極めて大きい。また、女性は農山漁村における生活の運営や農山漁村の地域社会の維持・活性化にも大きく貢献しており、女性の参画に対する期待は大きくなっている。女性が自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして男性とともに経営及びこれに関連する活動に参画していくことができる男女共同参画社会を形成することが重要である。

このため、農林水産省は、協同農業普及事業を始め、各般の施策を通じ、農山漁村の女性対策を推進してきたところである。先般、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が制定され、これに基づき「男女共同参画基本計画」（平成12年12月）が策定されるとともに、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第26条において「女性の参画の促進」が明記され、これに基づき「食料・農業・農村基本計画」（平成12年3月）が策定されたところであり、今後ともこれらを踏まえ、より一層農山漁村女性対策に積極的に取り組むことが必要である。

そこで、農林水産業・農山漁村の発展に向け、女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として、農山漁村女性の日を設定する。

2 設定日 毎年3月10日

3 主唱 農林水産省

4 協力を依頼する機関、団体等 地方公共団体、農林水産関係女性団体等

5 テーマ 農林水産業・農山漁村における女性の参画の促進（男女共同参画の推進）

## 6 実施事項

### (1) 主唱機関の行うこと

農山漁村女性の日設定の趣旨に即した諸活動の推進

広報機関等による啓発宣伝

印刷物の作成配布等

### (2) 地方公共団体・農林水産関係女性団体等への協力依頼事項

本活動の趣旨に沿った各種活動の実施

主唱機関の実施する諸活動への協力、参加

7 事務局 経営局女性就農課に置く。

農山漁村女性のための  
「情報伝達『草の根』運動」  
全国展開中!

女性農業者に役立つ施策・制度に関する情報が、  
地域の現場段階まで伝わりにくいとの意見を踏まえ

農林水産省から  
農村現場の担当者に  
Eメールで直接情報発信!

携帯電話には対応しておりません。

趣旨に賛同頂いた、各都道府県、市町村、普及センター、  
農業団体、農業会議所の担当者の方々、  
その他男女共同参画関連の活動をされている方々から、  
578件(平成16年9月末現在)の登録依頼がありました。  
ありがとうございました。

登録を希望される方は、下記までお問い合わせください。

農林水産省経営局 女性・就農課 女性・高齢者対策推進室  
TEL 03-3591-5831 FAX 03-3593-2612  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

女性農業者の方に、  
直接情報発信することもできます。  
ぜひご登録ください。



# あなたの声を聞かせてください! 農山漁村女性のための チャレンジ支援提案窓口

農山漁村女性の抱えている問題や、  
農山漁村における女性をめぐる施策、制度等についての  
情報提供、提案を募集しています。

こんな制度があれば、  
農山漁村における  
男女共同参画が  
進むと思う。



経営参画、社会参画を  
実現したいけど、  
こんな事で困っている。

今後の施策の推進方向は  
こうあるべきだ。

..... など、皆様のご意見をお聞かせ下さい。

ご意見はインターネット、FAX、郵メールでお受けしています。

インターネット

<http://www.maff.go.jp/danjo/madoguchi.htm>

FAX

03-3593-2612

電子メール

[challenge\\_sien@nm.maff.go.jp](mailto:challenge_sien@nm.maff.go.jp)

問合せ先

農林水産省経営局 女性・就農課 女性・高齢者対策推進室

TEL 03-3591-5831 FAX 03-3593-2612

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

<http://www.maff.go.jp/danjo.htm>